

## Main topic

◆ 10月12日に藤岡弘、さんが常滑市民文化会館にいらっしゃいます。

毎年恒例、愛知県弁護士会半田支部の「法の日記念行事」（チケット制、入場料無料）が開催され、藤岡弘、さんが10月12日（土）、常滑市民文化会館にいらっしゃいます。

今年は、法の日委員会の副委員長として準備を進めています。

もちろん、今年も「大人気企画」弁護士による寸劇も上演されます。毎年、面白い仮装をした弁護士が登場しておりますが、今年も例年に負けず、面白おかし演劇となりそうです。乞うご期待です。

弊所にチケットは潤沢にあります。ご遠慮なくお声がけください。



半田知多総合法律事務所  
弁護士（愛知県弁護士会所属）

Hideshige Hirano

平野 秀 繁

## Sub topics

◆ 遺留分減殺請求の改正について教えてください。

遺言により相続分がないとされた場合等に最低限の取り分を確保するための制度として遺留分という制度があります。

直系尊属のみが相続人の場合は法定相続分の3分の1、それ以外のケースでは2分の1が遺留分となります。例えば、配偶者と子2人が法定相続人であった場合には、子1人あたりの法定相続分が4分の1ですので、その2分の1の8分の1が遺留分割合となります。なお、兄弟姉妹には、遺留分はありません。

改正前の相続法では、遺留分減殺請求権を行使した場合には、遺留分を侵害する遺言や贈与等の効力が消滅し、その権利が直接的に遺留分権利者に復帰する（移転する）という考え方を取っていました。

そのため、紛争が激しく、調停等で決着ができない事案では、遺産である不動産は共有状態になり、煩雑な手続きが必要となる事態が生じてきました。

そこで、今回の相続法改正（令和元年7月1日施行）において、「遺留分権利者が受贈者に対して遺留分減殺請求を遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求する権利」とし、無為な共有状態が作出されないよう改正されました。

遺留分減殺請求は、「相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは、時効によって消滅する。」とされ、時効期間が短いので、早めの相談が必要です。



わずか1年で  
時効は短いね

事務局だより～矢勝川の彼岸花、おすすめです。～

新美南吉の童話で有名な「ごんぎつね」の舞台となった半田市と阿久比町の境を流れる矢勝川。秋になると、川の堤に約300万本の彼岸花が咲きます。9月の下旬に写真を撮った際には、濃いピンク色の彼岸花が数十本咲いているのみでしたが、9月の下旬になると一面咲き誇り、真っ赤な花の絨毯が広がります。

“ごんの秋まつり”が9月20日～10月4日開催されますので、足を運んでみてはいかがでしょうか。



半田知多総合法律事務所  
〒475-0922  
愛知県半田市昭和町1丁目29番地  
セントラル知多半田4階  
TEL：0569-47-9630



弊所ホームページもご覧ください。  
URL：https://handalaw.jp

半田知多総合法律事務所

検索